

大型・中型・けん引免許取得助成金交付要綱

平成 21 年 9 月 1 日 制 定
令和 7 年 3 月 26 日 最終改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「協会」という。）が協会自動車運転練習場（以下「運転練習場」という。）または公安委員会が指定する指定自動車教習所（以下「教習所」という。）を活用した会員事業者ドライバー確保対策の一環として行う、従業員の大型・中型・けん引免許取得を支援するための助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「大型免許」とは、車両総重量 11 トン以上又は最大積載量 6.5 トン以上等の自動車（大型自動車）を運転できる免許をいう。
- (2) 「中型免許」とは、車両総重量 7.5 トン以上 11 トン未満又は最大積載量 4.5 トン以上 6.5 トン未満等の自動車（中型自動車）を運転できる免許をいう。「中型限定（8 トン）免許」（平成 19 年 6 月 1 日以前に取得した普通免許）については該当しない。
- (3) 「けん引免許」とは、重被けん引車（車両総重量 750 kg を超える被けん引車）をけん引できる免許をいう。

(助成対象)

第 3 条 岡山県内の会員事業所に属する従業員が、運転練習場または教習所を利用し、前条に掲げる免許を取得した場合、要した費用の一部について助成を行うものとする。

- 2 助成の対象となる期間は、当該年度の 4 月 1 日から 3 月 15 日までとし、この期間中に免許を取得したものを対象とする。
- 3 費用は、前号の期間及び前年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日の期間に支払ったものを対象とする。
- 4 従業員が個人で上記の費用を支払った場合は、助成しない。
- 5 従業員の在籍については次のすべての要件を満たす場合に限り、助成金交付対象とする。
 - (1) 運転練習場または教習所の利用時
 - (2) 免許取得時
 - (3) 利用料または教習費用支払時
 - (4) 助成金申請時

(助成金の金額)

第4条 助成金額は次のとおりとする。

(1) 運転練習場を利用の場合

運転練習場で練習のために要した利用料（支払ったコース使用料、車両使用料、通いコース料、添乗指導料。ただし消費税及び地方消費税を含まない）の全額を交付する。

(2) 教習所利用の場合

免許取得に要した教習費用（消費税及び地方消費税を含まない）の2分の1を交付する。ただし、大型免許取得につき1名あたり5万円、中型免許取得、けん引免許取得につき1名あたり3万円を上限額とし、1事業者あたり2名を上限とする。なお、2種類の免許を同時に取得した場合は、上限の大きい助成金額のみを適用する。

(3) 同一免許を取得するにあたり運転練習場、教習所の両方を利用した場合においては、それぞれの費用について助成する。

2 国及び地方自治体等の補助金と本助成金は併用することができる。ただし、併用した場合、補助金と本助成金を合わせた交付額は、利用料または教習費用の範囲内とする。

(助成申請及び助成金の請求)

第5条 助成を希望する事業者は、別紙様式による「大型・中型・けん引免許取得助成申請書兼交付請求書」（以下「助成申請書」という。）及び関係書類を協会に提出し、請求するものとする。

(助成申請書の提出期限)

第6条 前条の助成申請書の提出期限は、当該年度3月15日までとする。

2 上記期限内であっても、予算枠に達した場合は、その時点で助成を打ち切るものとする。

(助成金の交付)

第7条 協会は、第5条の助成申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは会員事業者に対し助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は協会が別に定める。

附 則

本要綱は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

本要綱は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。(平成 25 年 3 月 25 日改正)

本要綱は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。(平成 28 年 3 月 28 日改正)

本要綱は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。(平成 29 年 3 月 24 日改正)

本要綱は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。(平成 31 年 3 月 20 日改正)

本要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。(令和 4 年 3 月 23 日改正)

本要綱は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。(令和 5 年 3 月 20 日改正)

本要綱は、令和 5 年 5 月 23 日より施行し、令和 5 年 4 月 1 日より適用する。

(令和 5 年 5 月 23 日改正)

本要綱は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。(令和 6 年 3 月 22 日改正)

本要綱は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。(令和 7 年 3 月 26 日改正)